5　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新信組告示第五条第八項第一号及び第十四条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置）

第十二条　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新銀行告示第七十六条の二の三又は第百七十八条の二の三に定めるエクスポージャーのうち銀行が適用日において保有するものについての新銀行告示第七十六条の二の三又は第百七十八条の二の三の規定の適用については、銀行がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百
平成二十七年三月三十一日から起算して二年を経過する日までの期間	百五十
平成二十九年三月三十一日から起算して二年を経過する日までの期間	二百

2　前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新銀行告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社（以下この条において「最終指定親会社」という。）が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについての新銀行告示第七十六条の二の三及び第百七十八条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

3　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新持株告示第五十四条の二の三又は第五十六条の二の三に定めるエクスポージャーのうち銀行持株会社が適用日において保有するものについての新持株告示第五十四条の二の三又は第百五十六条の二の三の規定の適用については、銀行持株会社がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

4　前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新持株告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第十号に規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについての新持株告示第五十四条の二の三及び第百五十六条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

5　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新信金告示第七十条の三又は第百七十八条の三に定めるエクスポージャーのうち信用金庫又は信用金庫連合会が適用日において保有するものについての新信金告示第七十条の三又は第百七十八条の三の規定の適用については、信用金庫又は信用金庫連合会がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

6　前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新信金告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新信金告示第七十条の三及び第百七十八条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

7　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新信組告示第四十七条の三又は第百五十四条の三に定めるエクスポージャーのうち信用協同組合等が適用日において保有するものについての新信組告示第四十七条の三又は第百五十四条の三の規定の適用については、信用協同組合等がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

8　前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新信組告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新信組告示第四十七条の三及び第百五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

（内部格付手法等を用いるための自己資本比率に係る経過措置）

第十三条　適用日から起算して一年を経過する日までの間における新銀行告示第二百三十八条第二号、第二百七十四条第三項第十号ロ及び第三百十五条第三項第十号ロの規定の適用については、これらの規定中「四・五」とあるのは、「四」とする。

2　適用日から起算して一年を経過する日までの間における新持株告示第二百十六条第二号、第二百五十二条第三項第十号ロ及び第二百九十三条第三項第十号ロの規定の適用については、これらの規定中「四・五」とあるのは、「四」とする。

3　適用日から起算して一年を経過する日までの間における新信金告示第二百三十八条第二号及び第三百十五条第三項第十号ロの規定の適用については、これらの規定中「四・五」とあるのは、「四」とする。

（適用日前における金融庁長官の承認に係る経過措置）

第十四条　新銀行告示第二十九条第九項又は第四十一条第八項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

2　新持株告示第十八条第九項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

3　新信金告示第五条第十項又は第十四条第九項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

4　新信組告示第五条第十項又は第十四条第九項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

（単体自己資本比率の算出の方法等に係る経過措置）

第十五条　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新銀行告示第三十八条の規定の適用については、同条中「こととする」とあるのは、「こととする。ただし、専ら当該銀行の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等を有する銀行においては、当該会社を含む連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第四章に準ずることとする」とする。

（国内基準行に係る経過措置）

第十六条　新銀行告示第四十八条第一項第二号、第百五十二条第一号、第二百七十条の三第一項及び第二百七十条の四第一項、新持株告示第二十六条第一項第二号、第百三十条第一号、第二百四十八条の三第一項及び第二百四十八条の四第一項並びに第五条中銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社